

深 保 険 発 第 3 9 6 号

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

深谷市国民健康保険運営協議会

会長 須藤 邦男 様

深谷市長 小 島 進

(公印省略)

回 答 書

令和 2 年度第 1 回深谷市国民健康保険運営協議会の報告事項ならびに審議事項に対する意見および質問について、下記のとおり回答いたします。

記

①報告事項「深谷市国民健康保険の事業状況等について」

No.	項目名 (資料名)	意見および質問内容	回 答
1	資料 2 P 7「第 4」	新型コロナ感染症に係る国保制度による 3 つの事業実施について、これらの事業に係る資金の予算組みについて	傷病手当金および傷病見舞金の歳入歳出予算について、令和 2 年深谷市議会第 2 回定例会において補正予算により予算設置いたしました。 まず、歳出予算については、2 款、保険給付費において予算設置し、予算額については、あらかじめ支給対象者数や支給日数の見込みが困難であり、支給想定額を見込めないことから、それぞれ千円を予算計上し、支給額が確定次第、必要に応じて予備費充用や予算流用により速やかに対応するものとしております。 次に、歳入予算については、傷病手当金は県を通して国からの財政支援があることから財源として特別調整交付金を千円予算計上しております。(予算科目、3 款 県支出金、1 項 県補助金、1 目 保険給付費等交付金) 傷病見舞金については、深谷市の単独事業として実施することから、その財源とし

			て一般会計からの繰入金を充てるものとし、「その他一般会計繰入金」を千円増額しております。（予算科目、5 款 繰入金、1 項 他会計繰入金、1 目 一般会計繰入金） 最後に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免については、要件に該当する場合は、全額国の財政支援の対象になり、国から補助金が交付されることとなります。
2	資料 2 P 7「第 4」	新型コロナウイルス感染症に係る事業実施状況について	令和 2 年 9 月 3 0 日時点 ①傷病手当金…申請者なし ②傷病見舞金…申請者なし ③国民健康保険税の減免 (1)申請件数 令和元年度分：131件（うち棄却9件） 令和 2 年度分：155件（うち棄却12件） (2)減免金額 令和元年度分：2,337,300円 令和 2 年度分：22,378,600円
3	資料 2 P 7「第 4」	新型コロナウイルス感染症による保険税の減免において、現在の状況（減免対象割合、対象金額、対象世帯数等）は？	申請件数や減免金額は「質問 2」のとおりです。 ①令和元年度分（決算数値で算出） (1)被保険者数に対する該当世帯数の割合：0.59% (2)調定額に対する減免額の割合：0.07% ②令和 2 年度分（令和 2 年 9 月 3 0 日時点の数値で算出） (1)被保険者数に対する該当世帯数の割合：0.68% (2)調定額に対する減免額の割合：0.74%
4	資料 2 P 2「第 1」	予算歳入の諸収入が前年比 194.2 となっているが、増加原因はなにか？	国民健康保険税の延滞金及び過料について、毎年度予算額と決算額に乖離が生じていたため、令和 2 年度当初予算においては、近年の決算見込額を考慮した額を計上いたしました。
5	資料 2 P 7「第 4」	新型コロナウイルス感染症対策の傷病見舞金制度には、賛成である	「質問 1」の回答のとおりです。

		が、予算上どの科目にいくら計上されているか？	
6	資料 2 P 3 「第 1」	歳入が前年比 98% にも拘わらず、歳出では総務費、保健事業費が前年比増となっている。減額の努力をすべきだが？	まず総務費、保健事業費が対前年比増額となった主な理由については、国でマイナンバーと保険証の一体化を見据えたオンライン資格化事業が開始されることや保健事業に係る計画の見直しを行うための費用が増えたことによるものです。 ご指摘のとおり、国民健康保険の財政を安定して運営していくためには、財政収支の均衡がとれることが重要でありますので、必要な事業に必要な予算措置が行えるよう、今後とも予算編成並びに執行については、慎重に進めて参ります。
7	資料 2 P 2 「第 1」	歳入予算の繰越金とはなにか？一定額である理由は？	繰越金とは決算により乗じた剰余金を翌年度へ繰越するものです。 予算額が一定額である理由といたしましては、予算要求時点で繰越金を正確に見込むことは難しいためです。
8	資料なし	令和元年度決算という形での報告はないのか。	第 2 回深谷市国民健康保険運営協議会の報告事項とさせていただきます。ご確認お願いいたします。
9	資料 2 P 7 「第 4」	国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証の一体化はとても良いことである。	今後も被保険者の利便性の向上および安定的な医療給付を実施すべく、関係機関と協力のうえ、国民健康保険の運営を行って参りたいと考えております。
1 0	資料 2 P 7 「第 4」	深谷市独自の傷病見舞金実績と今後の見通し、持続できる予算はあるか？	傷病見舞金の実績については上記「質問 2」の回答のとおりです。 また、今後の見通しについては、国の傷病手当金制度の財政支援の状況及び新型コロナウイルス感染症の社会的な状況を鑑み、制度の継続について検討して参ります。財源については、一般会計からの繰入金を充て予算措置していく予定です。
1 1	資料 2 P 2 「第 1」	法定外一般会計繰入金を前提として予算を組んでいる場合、被用者保険加入者にとって、税金と納付金の二重負担となる。被用者保険として繰入なしを目指して取り組んで欲しいが、どのような計画を立てているか？	国民健康保険の財政を安定して運営していくためには、必要な支出を保険税や国庫支出金等により賄うことにより、財政収支の均衡がとれることが重要であります。現在の深谷市では、ご存じの通り不足した財源について法定外繰入金として、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れている状況です。 この法定外繰入金は、国や県からの指示で、国民健康保険の健全な運営を行うために、解消・削減を図るよう求められております。深谷市においても健全な国保運営を行う

			ため、健康づくり支援等の医療費適正化を図るとともに「保険者努力支援等の交付金」の獲得を目指し、かつ、国保税の収納率向上のための取組を実施することにより、法定外繰入金の解消・削減を目指しています。
1 2	資料 2 P 7「第 4」	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給が開始されたが、現在の支給状況等は？	「質問 2」の回答のとおりです。

②審議事項「深谷市国民健康保険税の課税限度額の引上げについて」

No.	項目名 (資料名)	意見および質問内容	回 答
1	資料 3 (1)	国民健康保険税の課税限度額の引上げは、毎年度答申しているが、今回の引上げでいよいよ限度額100万円を超えることが間近になっている。 納税者の立場からすると、毎年引上げされる限度額について、青天井の感すらあり、とても不安である。課税限度額をどこまで引上げる可能性があるか、目安を示すことができるか？	国の厚生労働省保健局としては、国民健康保険税の賦課限度額については、被用者保険におけるルールとバランスを考慮し、該当世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引上げしているところです。 深谷市においても国の税制改正の趣旨に則り、賦課限度額の引上げについては、被用者保険とのバランスは保つべきものと考えております。 ご質問にあります課税限度額の引上げに係る具体的金額につきましては、現時点では明確にお示しすることができません。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。